

制度

登録しませんか/
使っていない空き家を利活用する「空き家バンク」

空き家バンクは、空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、その情報を庄内町への移住希望者などに提供する制度です。登録にはいくつか条件があります。

登録できない空き家

老朽化、損傷が激しい家



不動産登記法による登記がされていない家



賃貸または分譲を目的として建築された家



不動産業者が所有している物件



ご注意ください

町では空き家物件の情報提供や登録者との取り繋ぎを行います。あつせん、交渉、契約などは行っていません。

また、草刈りなど、物件の管理も行っていないので、所有者ご自身での管理をお願いします。

制度

補助します！
庄内町空き家利活用促進事業補助金

対象者	補助額
新たに空き家バンクに空き家を登録した方	前年度の固定資産税額または3万円のいずれか少ない額
空き家バンクに登録している空き家の所有者または売却・賃貸を行うことができる権利を有する方	家財道具その他不要物の処理・収集運搬費用、リサイクル料金、ハウスクリーニングなど対象経費の1/2 (上限15万円)



企画情報課 課長 樋渡真樹

築年数が経過していることから空き家バンク登録をためらう方もいらっしゃると思いますが、買い手の価値観は様々です。制度をうまく活用して地域の活性化にご協力ください。

■担当・問合せ

企画情報課移住定住係

☎0234-42-0228

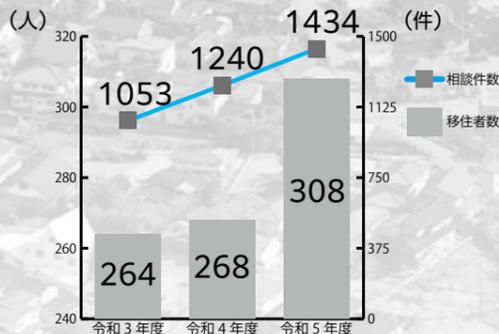
✉iju@town.shonai.yamagata.jp



▽空き家バンク



山形県の移住者数および相談件数の推移



移住相談件数は増加
 □ ロナ禍がきっかけでライフスタイルを見直すなどして、移住への関心が高まっています。(二社)ふるさと山形移住・定住推進センターによると令和5年度にセンターの相談窓口を通じて山形県へ移住した方は、173組308人と、増加傾向にあります。また、相談件数は1,434件となり、前年度と比較し15.6%の増加となっています。

町内には、町が把握しているだけで600軒以上の空き家が存在していますが、少子高齢化による人口減少などに伴い、空き家の総数はさらに増加していくものと考えられます。

空き家を放置していると・・・

- 放置による急速な劣化
放置しているとみるみるうちに劣化が進み、資産価値が下がります。思わぬ出費や手間がかかることも。
- 庭木の成長
道路の通行を妨げ、ご近所トラブルに発展したり、空き家であることをアピールすることになります！
- 不法侵入・不法投棄
人が住んでいないため、不法侵入、ごみの不法投棄の可能性がります。さらには放火の危険性もあります。



「空き家バンク」をどう活用
ください！

庄内町では、空き家を有効活用し、移住や定住の促進を図るために「空き家バンク」制度を実施しています。あなたの所有する空き家は、実は誰かが必要としている空き家かもしれません。ぜひ空き家バンクにご登録を！

空き家相談（無料）を開催します

- 日時：8/10(土) 13:00～16:00 ●場所：役場B棟
- 内容：空き家の利活用や解体などの相談
- 参加費：無料 ●申込期限：8/8(木)
- その他：登記簿や固定資産税課税証明書をお持ちいただくとより具体的な相談ができます。
- 問・申込み：建設課都市計画係 ☎0234-42-0860

元気なうちに話し合いを！

実家は誰が住むことになるかな？



いつか私たちが住まなくなったとき、子どもたちが困らないように...

いまからできること